

保存用

平成25年4月 9日

保護者各位

貝塚市立第四中学校長 井出 博

暴風警報発令時における臨時措置について

平素は、本校の教育活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、本校では、暴風警報発令時に限り、下記のとおり臨時措置をとりますので、ご理解のうえ、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1、午前7時の時点で、大阪府全域、泉州地域・貝塚市に暴風警報が発令されている場合は、生徒は自宅待機とします。

① 午前9時までに解除された場合は、その時点より弁当持参で登校してください。授業を行います。

② 午前9時の時点で暴風警報が解除されなかった場合は臨時休校とします。

2、登校後、暴風警報が発令された場合は、原則として下校の措置をとるものとなりますが、下校の方法・時刻については、天候の状況等実情に応じて判断します。

※大雨・洪水警報等が発令されているときは、気をつけて登校するようにご指導お願い致します。